

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>・ 東部第二土地区画整理事業の計画的な推進による都市基盤整備と定住促進</p> <p>東部第二土地区画整理事業を計画性をもって推進し、利便性、安全性の高いモデル的住宅地の形成を目指す。そして、東部地区の定住人口の増加を図る。</p>	<p>基幹事業 （土地区画整理事業） 宮崎広域都市計画事業東部第二土地区画整理事業</p>
<p>・ 東部第二土地区画整理事業の北西区域の重点整備による先導的な土地利用の推進</p> <p>東部第二土地区画整理事業の北西区域を重点的に早期整備することにより、沿道土地利用等の促進を図り、他区域の区画整理事業全体の事業進捗を促進する。また流通業務施設の立地等宅地有効利用に向けた先導的役割を期待する。</p>	<p>基幹事業 （土地区画整理事業） 宮崎広域都市計画事業東部第二土地区画整理事業の北西区域</p>
<p>・ 緑化推進による自然環境保全</p> <p>公園の整備により良好で快適な都市環境を形成するとともに、宅地を中心とした緑化を推進し景観や自然環境に配慮したまちづくりを目指す。</p>	<p>提案事業 （まちづくり活動推進事業） 宅地内緑化の推進</p>
<p>その他</p> <p>○ 官民一体のまちづくり まちづくりにおいては、公共施設の整備とともに宅地内の緑化を推進し、自然環境や景観への配慮を行うよう、市民の理解と協力を得ながら進めていく方針である。</p>	

東部第二地区(宮崎県宮崎市) 整備方針概要図

目標	海とともに発展する街づくり	代表的な指標	接道不良宅地率 (%)	28	(H15年度) →	11	(H20年度)
			沿道型商業・業務施設の立地件数 (件)	0	(H15年度) →	10	(H20年度)
			宅地内緑化の協力者数 (件)	0	(H15年度) →	40	(H20年度)

